

# 小田原市営住宅条例等の一部改正について

## 1 改正の背景

平成29年6月2日付けで民法の一部が改正され債権関係の規定の見直しが行われたことや単身高齢者が増加していること等、市営住宅を取り巻く最近の状況への対応を図ることを目的として連帯保証人や敷金について見直しを行うとともに、小田原市営住宅ストック総合活用計画において用途廃止の方針に位置付けていた市営栢山住宅について、令和2年3月31日をもって廃止するため、小田原市営住宅条例及び小田原市営住宅条例施行規則の一部を改正するものです。

## 2 改正の内容

### (1) 連帯保証人の廃止（条例・規則）

入居要件としている連帯保証人を廃止し、緊急連絡先の届出を求めることができることとし、関係様式を整備することとします。

※既入居者の連帯保証人の取扱いについては、従前のおりとします。

### (2) 敷金の取扱い規定の追加（条例）

改正後の民法に敷金に関するルールが明文化されたことに伴い、入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることとします。

### (3) 市営栢山住宅に関する事項の削除（条例・規則）

市営栢山住宅を廃止することに伴い、関係規定を整備することとします。

## 3 施行年月日

令和2年4月1日